

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名 : 道路交通法 (5-19)
根 拠 条 項 : 第94条第2項
処 分 の 概 要 : 免許証の再交付
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会 (免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長)
法 令 の 定 め : 道路交通法施行規則第21条 (免許証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日
申 請 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000
備 考 : 県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。